

審議会等の会議録			
会議の名称	平成27年度第1回座間市都市計画審議会		
開催日時	平成27年11月13日(金) 9時30分～11時45分		
開催場所	座間市役所5階 第1会議室		
出席者	(出席) 山本会長 佐藤副会長 安海委員 伊藤委員 守屋委員 長本委員 井上委員 窪委員 有山委員 内藤委員 加藤(博)委員 川崎委員 倉持委員 沼田委員(代理:向井委員) (欠席) 加藤(仁)委員		
事務局	遠藤市長 山口都市部長 浅黄都市部参事兼都市計画課長 中里技幹兼都市計画係長 小山副技幹 宮川主事 片野主事補		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	なし
非公開・一部公開した理由	_____		
議題	審議事項 議案第1号 座間都市計画生産緑地地区の変更(案)について 議案第2号 座間都市計画公園3・3・2号富士山公園の変更(案)について 議案第3号 座間都市計画特別緑地保全地区相模川緑地保全地区の変更(案)について 議案第4号 座間都市計画公園5・5・1号芹沢公園の変更(案)について 議案第5号 座間市景観計画の変更(案)について 報告事項 報告第1号 第7回線引き見直しについて		
資料の名称	資料1～6		
会議の内容 ※会議次第及び発言要旨等	事務局 それでは、定刻となりましたので、ただ今から座間市都市計画審議会を開催させていただきます。本日は、各委員さんにおかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして有難うございます。これからの進行につきましては、お手元の次第にもとづきまして進めさせていただきます。今回は、皆様に都市計画審議会の委員をお願いいたしまして、初めての審議会となりますので、ただ今から、市長より委嘱状の交付をさせていただきます。名簿に基づきまして、自席でお受け取りいただく方式とさせていただきます。  (委嘱状の交付)  事務局 ありがとうございます。なお、委員の任期につきましては、委嘱日より2年間となっておりますので、よろしく願いいたします。それでは、ここで委員の皆様のご自己紹介をお願いいたします。		

(委員自己紹介)

事務局 ありがとうございます。つづいて、事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局紹介)

事務局 次に、本日の委員さんの出席状況について報告をさせていただきます。加藤仁美委員につきましては所用により欠席との連絡を受けております。現在のところ出席は、15名中14名で定足数に達しております。従いまして座間市都市計画審議会条例施行規則第5条第3項により、本日の審議会は成立いたしますので、ただ今から、座間市都市計画審議会を進行させていただきます。始めに、市長より挨拶をお願いいたします。

市長 皆さんおはようございます。大変お忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

ただ今、皆さま方には委嘱状をお渡しさせていただきましたが、平成26年11月19日をもって都市計画審議会委員の任期が満了になっておりましたので、今回、改めて委員をお願いいたしましたところ、お引き受けいただきましてありがとうございます。改めまして、ご尽力を賜りますよう、どうぞよろしく、お願い申し上げます。

まず、冒頭にて自己紹介をいただいたなかで、県の施策としての進められている線引きの見直しに関連して、盆と正月がいつぺんに来たようだ、というコメントをいただきましたが、まさに私もそのようなイメージを持っており、またこの都市計画というものは長期的な展望に立ったまちづくりの骨格となるものと考えております。それに係る重要な決定をしていただくのがこの審議会でございますので、慎重なうえにも様々なご意見を頂戴しながら、執り進めて参りたいと思います。

まず議案の説明に入る前に、現在の当市が置かれている状況についてお話ししたいと思います。

この県央地区におきましてはさがみ縦貫道、圏央道が開通し東北道まで至り、非常に大きな交通の結節点としての機能が強化され、そうした影響が顕著に表れてきているのではないかと思います。

ひとつにおいては、隣接市の海老名市さんにおいて、先月新たな大型商業施設「ららぽーと・海老名」が開業し、県央だけでなく神奈川県、全国的な話題にもなっており、ひとつの街の発展のシンボルとして市民の期待感も大きいのではないかと感じております。しかし、一方では、

市長 その大量の集客力による交通渋滞の問題等を懸念される方もおられ、また先ほど申し上げた圏央道の開通に際して、一部区間での渋滞問題等も話題になっております。

当市におきましては、線引き見直しにも関連いたしますが、すでにご承知のようにキャンプ座間の5.4haの返還を見込んで、その利用に係る事業が進んでおります。来年、一定の段階で正式返還がなされる予定であり、4月1日より開業予定の座間総合病院につきましても整備が進んでおりますし、また自衛隊の家族宿舎にいたっては一部防護ネットが外され、その姿が顕わになってまいりました。

この地域におきましては、市街化調整区域内に地区計画を制定し、一連の事業を進めていくことをこの審議会でも承認いただいているわけですが、今後の少子高齢化、また人口減少を鑑みながら、20年、30年先そして半世紀先をとらえたまちづくりを進めて行く必要がある、ということはこの事業を通して痛感しているところでございます。

そのような状況の中で、市内においては、ご存じの通り日産自動車さんの事業再編のなかで大きな遊休地が出てまいりまして、そちらには、すでに開通済みの圏央道を利用する大型物流センターが稼働しております。また、その北側には広大な敷地が残っておりますが、こちらについても大型商業施設、イオンモールさんの建設について着工がなされ、工事がスタートしております。この一連の開発につきましても、大規模な開発となりますので、当然市としては周辺の交通環境についても十分に配慮し、関係機関との調整を綿密に図りながら、慎重にことを進めてきた経過がございます。当初の予定よりもだいぶ時間を要した為、一部にはあの計画は白紙になったのではないか、という心配の声もきかれておりましたが、これはあくまでも我が座間市行政の姿勢として、関係機関と十分に慎重な調整を取り進めてきた結果であるということをご理解いただきたく存じます。

また、兼ねてより懸案でございました小田急相模原駅近傍の座間市分の再開発事業、通称ZC-3につきましても、事業が前進しております。これに関連して県にもご協力を賜っている相模原二ツ塚線の相模が丘1丁目の部分についても、一定の目途が立ってきたというのが現況でございます。

これらも含め、私どもの抱えておりますこれまでの懸案を、将来へ向けて更に建設的に位置づけていくことについても、総合計画並びに、この都市計画という視点から、しっかり広めさせて着実に執行して参りたいと思うところでございます。

市長 では、本日、ご審議いただきます議題5案件について諮問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

1点目であります、生産緑地地区の変更(案)について、でございます。生産緑地地区につきましては、市街化区域内の農地で、良好な都市環境の形成に資すると思われる農地を永続的に保全するために指定するものでございます。

平成4年に第1回の指定を行い、これまで22回の追加・廃止等の変更を行ってまいりました。現在、175箇所、約22.3haを指定させていただいておりますが、今回の変更案で、廃止が8箇所、面積が約0.7haの減となりますことから、全体として、167箇所、約21.6haとなるものです。後程、具体的な場所等につきましては、事務局より説明をいたします。

次に、2つの議案、都市計画公園関係であります。1点目が富士山公園の変更と、それに伴う特別緑地保全地区相模川緑地保全地区の変更でございます。2点目が現在整備中であります、芹沢公園の変更でございます。

1点目の富士山公園につきましては、都市計画道路町田厚木線を境として隣接しております。周辺では「キャンプ座間返還跡地地域地区計画」区域に土地利用の方針に基づき着々と整備が進められ、平成28年4月には座間総合病院が開業することにより周辺交通環境の整備が急務となっております。

その対策の一環として、公園区域を変更し、都市計画道路町田厚木線と市道30号線の交差点を改良することにより、安全で質の高い都市環境を形成するとともに、快適で魅力ある都市づくりを推進するものであります。

2点目の、芹沢公園につきましては、第四次座間市総合計画（公園・広場・緑地）戦略プロジェクトの施策方向のひとつ公園整備事業に位置づけ、5つの整備方針で自然環境を生かした憩いの場としての公園作り、防災機能を持ち合わせた公園作り、水源涵養地として樹林地を保全した公園作り、健康づくりに活用できる公園作り、市民参加による公園計画を定めております。現在、平成29年4月の開園に向け整備を進めており、具体的な内容につきましては、事務局より説明をいたします。

市長 また、審議事項の5点目になりますが、座間市景観計画の変更（案）について、でございます。

景観計画につきましては、市全域を景観計画とし、良好な景観の形成に関する方針や景観の骨格などを定め、各地域の特性に応じた景観法に基づく景観計画を平成20年8月に策定しております。今回は、「景観法」に基づいて、「景観計画の変更」を定めるときは、都市計画審議会の意見を聞くこととなっておりますので、後ほど諮問をさせていただき、事務局より具体的な内容等につきましては、説明をいたしますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

この「景観計画」に沿ったまちづくりを進めていくためには、行政指導だけではなく、地域の景観を市民の力によってどう作っていくのか。行政として、どの様に市民と協働で取り組んでいくのか、支援のあり方などが課題であると考えております。このためには、市民の景観への意識の向上を図るための啓発、あるいは「鈴鹿長宿地区」のような、景観への取り組みにより、すばらしい景観が保全されている場所が座間にあることのPRなどを行い、市民の皆さんが身近な場所での景観のあり方などを考え、行政と一緒に良好な景観を形成していくことが大事だと考えております。

本日多数の審議事項がございますが、様々な意見を頂戴しながら、審議を進めて行きたいと思う次第でございます。

最後に、報告事項といたしまして、これまでも説明をさせていただいております、第7回線引き見直し作業についての現在までの進捗状況・今後のスケジュールについてご報告をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

以上を持ちまして、会議冒頭に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございます。次に、新たに皆様に、都市計画審議会の委員をお願いいたしましたので、会長、副会長の選出が必要となります。市長の進行により、選出をお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

市長 前委員さんの任期が、満了となっておりますので、改めて、会長及び副会長を、ご選出いただきたいと思います。皆様にお配りしてあります、

市長	座間市都市計画審議会条例第4条の規定によりまして、互選により、会長1名、副会長1名を選出することとなっております。どなたかご意見ございますでしょうか。
委員	事務局に一任してはいかがでしょうか。
市長	ただ今、ご意見いただきましたように、事務局一任ということでもよろしいでしょうか。
各委員	( 異議なし )
市長	異議なしということですので、事務局案を発表してください。
事務局	会長につきましては、学識経験者を代表しまして山本委員に、副会長につきましては、都市計画審議会の慣例によりまして、座間市都市計画審議会条例第3条第1項第1号の市議会議員さんより選出いただきたいと考えております。
市長	ただ今、事務局より案をご提示させていただきましたが。会長は山本委員、副会長は市議会議員4名の方でどなたか立候補される方、または推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。
委員	佐藤委員を推薦いたします。
市長	ただいま、佐藤委員の推薦がございました。皆さんいかがでしょうか。
各委員	( 賛成 )
市長	皆さんのご賛同をいただきましたので、会長には山本委員、副会長には佐藤委員に、決定させていただきます。どうもありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。それではお手数ですが、会長さんと副会長さんにはそれぞれの席へ移動をお願いいたします。それでは、ここで、山本会長にご挨拶をお願いいたします。
会長	( あいさつ )
事務局	ありがとうございました。続きまして、佐藤副会長にご挨拶をお願いいたします。
副会長	( あいさつ )
事務局	ありがとうございました。ここで、会長・副会長様が決まりましたので諮問準備のため休憩を10分間いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
	( - 10分休憩 - )
事務局	お待たせいたしました、準備が整いましたので、休憩を解かしていただき、審議会を再開させていただきます。審議へ移らせていただきますが、本審議会は、座間市市民協働推進条例の規定に基づき、会議の全部、

事務局	<p>又は一部を公開することとされていますので、ご了承願います。</p> <p>それでは次に本日の議案、座間都市計画生産緑地地区の変更（案）および、座間都市計画公園 3・3・2号富士山公園の変更（案）、座間都市計画特別緑地保全地区相模川緑地保全地区の変更（案）、座間都市計画公園 5・5・1号芹沢公園の変更（案）、座間市景観計画の変更（案）につきまして、都市計画法第 19 条第 1 項により、市長から会長へ諮問させていただきます。皆様のお手元には、諮問書の写しをお配りしますのでご覧ください。</p> <p style="text-align: center;">（ 市長諮問 ）</p>
事務局	<p>恐れ入りますが、市長は他に公務がございますので、ここで退席させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">（ 市長退席 ）</p>
事務局	<p>ここで、本日の配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">（ 資料確認 ）</p>
事務局	<p>これからの議事進行につきましては、座間市都市計画審議会条例施行規則第 5 条第 1 項に基づきまして、議長を山本会長にお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、これより議題に入ります。ただ今、市長より諮問のありました、議案第 1 号座間都市計画生産緑地地区の変更（案）について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 1 号座間都市計画生産緑地地区の変更（案）について、説明させていただきます。説明に先立ちまして、本日は関係課でもあります農政課の職員を同席させております。</p> <p style="text-align: center;">（農政課 自己紹介）</p>
	<p>はじめに、生産緑地地区の「制度の概要」と「指定および廃止要件」について、若干、説明をさせていただきます。生産緑地地区は、都市計画法において、市街化区域内における、良好な都市環境の形成に、資する農地等の計画的な保全を目的として決定されているものでございます。平成 3 年の「生産緑地法」の改正に伴いまして、平成 4 年度に生産緑地地区の決定が県下一斉に行なわれました。</p> <p>生産緑地地区の指定の要件といたしましては、市街化区域内にある農地等で、500 平方メートル以上の規模の区域であること、都市環境の</p>

事務局 向上の観点から効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること等でございます。

生産緑地地区の廃止の要件といたしましては、主たる農業従事者が死亡又は故障等により、農業の継続が困難な場合に、土地所有者の権利救済の観点から、土地の買取りについて、市長に申し出ることができます。

この場合、市長は、特別の事情がない限り時価で買取るものとされていますが、生産緑地地区は市街化区域内における農地の宅地並み課税に対する税制面での優遇や、農地等の持つ緑地機能の保全活用なども目的に含まれ制定されています。

したがって、必ずしもすべて将来において公共施設として利用するために、買取るというものではございません。このため、市およびあつせん先の農業委員会で買取先がない場合には、建築行為等の制限が解除され、生産緑地地区を廃止することになります。以上が「制度の概要」と「指定および廃止要件」でございます。

それでは、本年の座間 都市計画 生産緑地地区の変更（案）について、ご説明を申し上げます。議案第1号の資料1の1ページをご覧ください。

まず、今回の座間都市計画生産緑地地区の変更でございますが、都市計画生産緑地地区をご覧の表のように変更しようとするものでございます。面積は今回の変更を行いますと約21.6ヘクタールとなります。備考欄には変更する箇所と内容を記載しております。

変更理由としましては、これまでの生産緑地地区の経過を踏まえまして、生産緑地地区の主たる従事者の死亡により買取り申出による8箇所の廃止を変更するものでございます。

次に2ページの位置図をご覧ください。今回の変更内容といたしましては、箇所番号2相模が丘一丁目233番地、箇所番号39新田宿114番地1、箇所番号46新田宿264番地1、箇所番号70入谷五丁目2,542番地、箇所番号71入谷五丁目2,357番地、箇所番号138四ツ谷640番地イ、箇所番号185東原一丁目5,968番地、箇所番号195東原二丁目5,614番地の計8箇所を廃止いたします。

それでは、個別にご説明いたします。資料1の3ページの上部に案内図①と振っております、図をご覧ください。

まず、箇所番号2 相模が丘一丁目233番地の箇所についてご説明いたします。位置関係ですが、図面左上の南北方向を結ぶ、茶色で示し



事務局	<p>てあります道路が、「主要地方道町田厚木線」でございます。</p> <p>その、主要地方道町田厚木線と並行して走っている「小田急小田原線」との間の「座間市道相模が丘29号線」に接している黄色で表示した箇所が廃止箇所となります。今回、この黄色の区域、約945平方メートルを廃止しようとするものです。</p> <p>この箇所につきましては、主たる従事者の「死亡」により、買取りの申し出がありましたが、公共用地として買取る予定がないため、市では買取らない旨の通知をいたしました。また、農業委員会にあっせんを行いました。買取り希望者が無かったため、「行為の制限解除」に至っております。</p> <p>次に箇所番号 39 新田宿114番地1の箇所についてご説明いたします。資料1の4ページの上部に案内図-②（まるに）と振っておりますので、図をご覧ください。</p> <p>位置関係ですが、図面中央の南北を結ぶ、茶色で示してあります道路が、「座間市道3号線」でございます。その、座間市道3号線の東側に位置する「座間市道新田宿12号線」に接している黄色で表示した箇所が廃止箇所となります。今回、この黄色の区域、約967平方メートルを廃止しようとするものです。</p> <p>この箇所につきましては、主たる従事者の「死亡」により、買取りの申し出がありましたが、公共用地として買取る予定がないため、市では買取らない旨の通知をいたしました。また、農業委員会にあっせんを行いました。買取り希望者が無かったため、「行為の制限解除」に至っております。</p> <p>次に箇所番号 46 新田宿264番地1の箇所についてご説明いたします。資料1の5ページの上部に案内図-③（まるさん）と振っておりますので、図をご覧ください。</p> <p>位置関係ですが、図面中央の南北を結ぶ、茶色で示してあります道路が、「座間市道3号線」でございます。その、座間市道3号線の西側に位置する「座間市道新田宿27号線」に接している黄色で表示した箇所が廃止箇所となります。今回、この黄色の区域、約664平方メートルを廃止しようとするものです。</p> <p>この箇所につきましては、主たる従事者の「死亡」により、買取りの申し出がありましたが、公共用地として買取る予定がないため、市では買取らない旨の通知をいたしました。また、農業委員会にあっせんを行</p>
-----	--

事務局 いましたが、買取り希望者が無かったため、「行為の制限解除」に至っております。

次に箇所番号 70 入谷五丁目 2,542 番地の箇所についてご説明いたします。資料1の6ページの上部に案内図-④（まるよん）と振っておりますので、図をご覧ください。

位置関係ですが、図面上方の東西を結ぶ、茶色で示してあります道路が、「座間市道1号線」でございます。座間駅に向かう道路です。その座間市道1号線の南側に位置する「座間市道入谷352号線」に接している黄色で表示した箇所が廃止箇所となります。今回、この黄色の区域、約1,096平方メートルを 廃止しようとするものです。

この箇所につきましては、主たる従事者の「死亡」により、買取りの申し出がありましたが、公共用地として買取る予定がないため、市では買取らない旨の通知をいたしました。また、農業委員会にあっせんを行いました。買取り希望者が無かったため、「行為の制限解除」に至っております。

次に箇所番号 71 入谷五丁目 2,357 番地の箇所についてご説明いたします。資料1の7ページの上部に案内図-⑤（まるご）と振っておりますので、図をご覧ください。

位置関係ですが、図面上方の東西を結ぶ、茶色で示してあります道路が、「座間市道1号線」でございます。座間駅に向かう道路です。その、座間市道1号線の南側に位置する「座間市道入谷355号線」に接している黄色で表示した箇所が廃止箇所となります。今回、この黄色の区域、約1,281平方メートルを 廃止しようとするものです。

この箇所につきましては、主たる従事者の「死亡」により、買取りの申し出がありましたが、公共用地として買取る予定がないため、市では買取らない旨の通知をいたしました。また、農業委員会にあっせんを行いました。買取り希望者が無かったため、「行為の制限解除」に至っております。

次に、箇所番号 138 四ツ谷640番地イの箇所についてご説明いたします。資料1の8ページの上部に案内図-⑥（まるろく）と振っておりますので、図をご覧ください。

位置関係ですが、図面右側の南北を結ぶ、茶色で示してあります道路が、「主要地方道町田厚木線」でございます。その主要地方道町田厚木線

事務局	<p>の西側に位置する「座間市道四ツ谷28号線」に接している黄色で表示した箇所が廃止箇所となります。今回、この黄色の区域、約512平方メートルを 廃止しようとするものです。</p> <p>この箇所につきましては、主たる従事者の「死亡」により、買取りの申し出がありましたが、公共用地として買取る予定がないため、市では買取らない旨の通知をいたしました。また、農業委員会にあっせんを行いました。買取り希望者が無かったため、「行為の制限解除」に至っております。</p> <p>次に、箇所番号 185 東原一丁目 5,968 番地の箇所についてご説明いたします。資料1の9ページの上部に案内図-⑦（まるなな）と振っておりますので、図をご覧ください。</p> <p>位置関係ですが、図面中央の南北を結ぶ、茶色で示してあります道路が、「座間市道38号線」でございます。その、座間市道38号線の東側に位置する「座間市道東原4号線」に接している黄色で表示した箇所が廃止箇所となります。今回、この黄色の区域、約980平方メートルを廃止しようとするものです。</p> <p>この箇所につきましては、主たる従事者の「死亡」により、買取りの申し出がありましたが、公共用地として買取る予定がないため、市では買取らない旨の通知をいたしました。また、農業委員会にあっせんを行いました。買取り希望者が無かったため、「行為の制限解除」に至っております。</p> <p>次に、箇所番号 195 東原二丁目 5,614 番地の箇所についてご説明いたします。資料1の10ページの上部に案内図-⑧（まるはち）と振っておりますので、図をご覧ください。</p> <p>位置関係ですが、図面中央の東西を結ぶ、茶色で示してあります道路が、「国道246号大和厚木バイパス線」でございます。その、国道246号大和厚木バイパス線の北側に位置する「座間市道東原16号線」に接している黄色で表示した箇所が廃止箇所となります。今回、この黄色の区域、約534平方メートルを 廃止しようとするものです。</p> <p>この箇所につきましては、主たる従事者の「死亡」により、買取りの申し出がありましたが、公共用地として買取る予定がないため、市では買取らない旨の通知をいたしました。また、農業委員会にあっせんを行いました。買取り希望者が無かったため、「行為の制限解除」に至っております。</p>
-----	---

事務局 以上が、「廃止」の説明でございます。尚、資料1の11ページに今回の対象となります生産緑地地区内農地等一覧表ならびに資料1の12ページから14ページにこれらの箇所の子別の経緯書になりますので、ご覧頂きたいと思ひます。

続きまして、資料1の15ページをご覧ください。今回の変更内容を整理させていただきますと、変更を予定しております、廃止8箇所となります。面積は、差し引きしますと、廃止により6,980平方メートルの減少となります。座間市全体の指定状況といたしまして、生産緑地地区指定箇所数は、変更前が、175箇所、今回、廃止が8箇所となり、変更後が、167箇所となります。指定面積は、変更前の222,820平方メートルが、変更後は215,840平方メートルとなります。

市街化区域内 農地の内「生産緑地地区」の占める割合は、市街化区域内農地面積全体に対し、変更前の51.5%が、変更後は52.3%となります。以上が、座間 都市計画 生産緑地地区の変更(案)の内容でございます。

次に、案の縦覧結果についてご説明いたします。本件につきましては、都市計画法第17条に基づき、平成27年10月15日から10月29日まで、案の縦覧を行いました。その結果、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

以上で、座間 都市計画 生産緑地地区 の 変更(案) についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今説明がありましたことについて、ご意見、質問等ありますでしょうか。

委員 ただいま説明頂きました生産緑地につきまして0.7haの減少という事ですが、それはそれで仕方がないことかと存じますが、生産緑地は市街化区域内の農地を保全するという前提がある中、解除にあたって実際に市が公共用地として買い取らなかった場合、農家の方が市街化区域内並みの値段で農地として買うというのは到底難しい話です。

解除時は農業委員会において斡旋を行います、あまりにも農地とし

委員	ては値段が高すぎる為、購入はほぼ不可能と言えます。そこで、市街化区域内の農地を守るという観点から、今後できれば価格の目途や、あるいは価格を公表していただけないかと思います。
事務局	実務的な側面からご意見を賜りまして、ありがとうございます。実際、市の買取や農業委員会での斡旋の事例がないというのは、構造的に問題があるということは認識させていただいております。今後農地として継続可能な価格の目途等について、一度庁内に持ち帰ったうえ検討させていただきたいと存じます。
議長	他にございますでしょうか。
委員	案内図④と案内図⑤についてですが、各案内図には近接の道路が示されておりますが、案内図⑤には市道入谷355号線が描いてあるところ、案内図④の方ではその部分は道路のようにはなっておりませんが、こちらはこういった意味合いでしょうか。
事務局	各案内図の道路につきましては、接道部分を起点として描かせていただいております、また下図が少々古い物もありますので、④と⑤では表記に差異が生じております。今後気を付けさせていただきたく思います。
議長	他にございますでしょうか。
委員	前段でお話がありましたとおり、生産緑地は公共用地として買い取るという前提があるものと思います。しかし実際問題、亡くなった方の土地を買い取るというのは制度的に難しいものがあるかと思えます。大規模なものであれば公共用地の先行取得という方法が国の制度として可能ですが、比較的小規模なものについては対応が難しいのも事実です。 しかし、生産緑地の多くは住宅街における貴重な緑地の供給源でありまして、実際のところ、公共用地として買取した事例といたしましてはどのようなものがありますでしょうか。
事務局	生産緑地の公共用地としての取得につきましては、道路用地として取得した事例が少数ある程度です。しかし生産緑地は市街化区域内に占める緑地の約52%をなしており、貴重な緑地であることは認識しております。現状といたしましては、この生産緑地が公園とダブル決定するようなことが可能なのか、あるいは市の市民農園とはまた異なった、生産者の方が独自に行う体験農園という制度がございますが、これらをより体系的に整理していく必要があるのではないかと、ということが現時での検討課題となっております。
委員	道路としての利用事例があるとのことですが、それは本当に偶然そこに道路計画があった為実現したものかと思えます。ただいま市民農園の話がありましたが、仮にその土地が公共用地として適していても、制度

委員	として予算の確保や総合計画での位置づけなどが必要であり、実際の用地取得は困難であるものと思います。ですので、これは座間市だけの問題ではないのですが、今後は将来に向けて仕組みを変えられるような取り組みが必要なのではないかと考えます。
事務局	おっしゃられたとおり、制度上の問題も確かにございますので、そちらにつきましては、引き続きより深めた内容を国・県要望へあげていきたいと考えております。また、制度の問題だけではなく、貴重な緑地をどのように利活用していくかも併せて庁内で検討させていただきたく思います。
議長	他に質疑がなければ以上で質疑を終結し、採決したいと思います。座間市都市計画審議会 議案第1号 座間都市計画 生産緑地地区の変更(案)について、賛成の方の挙手を求めます。
各委員	( 賛成者挙手 )
議長	挙手全員でございます。よって、座間都市計画生産緑地地区の変更(案)につきましては、原案のとおり可決いたしました。
議長	続きまして、答申の方法につきまして、ご意見をお願いいたします。何かご意見等ありますでしょうか。
委員	会長・副会長に一任でいかがでしょうか。
議長	ただ今、会長・副会長に一任というご意見がございましたが、これについてご異議ございませんか。
各委員	( 異議なし )
議長	異議なしと認めます。よって、答申の方法につきましては、副会長と相談のうえ行わせていただきます。続いて事務局より、議案第2号座間都市計画公園3・3・2号富士山公園の変更(案)につきまして、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第2号座間都市計画公園3・3・2号富士山公園の変更(案)について、説明させていただきます。説明に先立ちまして、本日は事業を担当する公園緑政課の職員を同席させております。
	<p>(公園緑政課 自己紹介)</p> <p>最初に都市公園について、ご説明させていただきます。参考資料2をご覧ください。都市公園とは、一般に「公園」と呼ばれるものは、「営造物公園」と「地域制公園」とに大別されます。営造物公園は国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権限を取得し、目的に応じた公園の形態</p>

事務局 を創り出し一般に公開する造営物です。一方、地域制公園は国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権限に関係なく、その区域を公園として指定した土地利用の制限・一定行為の禁止又は制限等によって自然景観を保全することを主な目的とします。営造物公園は「都市公園法」に基づく「都市公園」に代表され、地域制公園は「自然公園法」に基づく「自然公園」に代表されます。「都市公園」とは参考資料2に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとしています。

市には現在、41箇所、総面積約61.5haの都市公園があります。その内訳は、街区公園35箇所、近隣公園3箇所、地区公園1箇所、総合公園1箇所及び特殊公園が1箇所です。市民一人あたりの都市公園面積は平成24年4月1日人口時点で、4.8㎡/人となり、神奈川県平均の4.9㎡/人(H22.3.1)、全国平均の9.5㎡/人、さらに国の参酌標準の10㎡/人を下回っています。都市公園の分布状況では、総合公園である芹沢公園及び特殊公園である座間谷戸山公園は、市の基幹的な緑の拠点となっています。また、市民の生活に最も身近な住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園)は、市域の中央に集中していますが、市域の東側等において、一部、これらの公園の誘致圏域から外れている地域が見られます。

それでは、座間都市計画公園3・3・2号富士山公園の概要について説明をさせていただきます。お手元の資料2になります。当初の都市計画決定は昭和45年12月22日、開設は昭和47年7月1日、計画面積及び開設面積は2.7ha、種類種別は住区基幹公園の近隣公園となっており、位置については、座間市座間字富士山及び座間入谷字明王谷地内となっております。

つづけて、変更(案)について、ご説明いたします。変更理由といたしましては、都市計画道路3・5・1号町田厚木線と市道30号線の交差点改良に伴い、隣接する都市計画公園3・3・2号富士山公園の区域変更が生じるため変更するものです。詳細内容については、現在「キャンプ座間返還跡地地域地区地区計画」区域では、土地利用の方針に基づき「医療・防災エリア」の整備が進められており、周辺の交通環境の整備が急務となっています。加えて、都市計画道路3・5・1号町田厚木線と市道30号線の交差部は、事故多発地点として道路交通管理者より交差点の早急な改良が求められています。このことから、都市計画公園

	<p>事務局 3・3・2号富士山公園の区域を変更して、都市計画道路3・5・1号と市道30号線の交差点を改良し、安全で質の高い都市環境を形成するとともに、都市計画公園3・3・2号富士山公園の出入口部を改良してバリアフリー化を図り、快適で魅力ある都市づくりを推進するために公園面積が165㎡の面積減となるため変更するものです。</p> <p>つづいて、これまでの経過について説明いたします。先ほども申しましたが、昭和45年12月22日に都市計画決定され、県の告示は第1147号でございます。昭和46年11月12日に事業認可、昭和47年7月1日に開設され現在に至っております。</p> <p>変更の経緯につきましては、本年2月交通協議了解、同6月から7月にかけて県協議了解、同年9月都市計画変更素案作成、同9月16日法定協議、また、都市計画法第17条1項に基づく都市計画の変更案の公告及び縦覧を10月15日から10月29日まで2週間行い、縦覧者からの意見を求めました。その結果、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。</p> <p>簡単ですが、これまでの経過および変更について説明させていただきました。以上で、「座間都市計画公園3・3・2号富士山公園の変更」(案)の説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>議長 ただ今説明がありましたことについて、ご意見、質問等ありますでしょうか。</p> <p>委員 面積の変化はないとのことですが、そういたしますと、こちらのお手洗いへ向かう階段等がある部分については公園の区域ではないということでしょうか。</p> <p>事務局 当該地は公園の一部ではあり実際は165㎡の面積減となっておりますが、都市計画決定面積はヘクタールで表すため、都市計画上の表現として面積の変更はないということになります。</p> <p>委員 ありがとうございます。それで、気になるのはお手洗いへの影響なのですが、そちらはどのように対応される予定なんでしょうか。</p> <p>事務局 トイレへの影響につきましては、参考資料の図面を見ていただくと分かる通り、図面上にWCという形でトイレを示しておりますが、こちらは今回の道路区域へは入っておりませんので引き続き現状維持のまま利用ができるものとなっております。</p>
--	---



委員	入口については片方となるということによろしいでしょうか。
事務局	そういうことになります。
委員	そうなりますと、こちらは要望となりますが、当地は相当の交通量になるものかと考えられますが、公園として危険性ないよう配慮するだけでなく、周辺の対策も十分にしたいと思えます。
議長	よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。
委員	こちらの道路の拡幅は大変うれしい事ではありますが、現実的に今後病院の利用者の増が予想されることや、また右折しにくい場所でありますので、信号等で統制を図らないと返って渋滞を招くのではないかと心配しております。
事務局	おっしゃるとおり、たしかに病院ができますと、交通量は増えるであろうことは予想されます。また病院の入り口の部分に信号がつかますので、その部分で車が停止することも想定されます。
	今回の交差点につきましては現状信号はなしとしております。というのも、今回の交差点改良はあくまでも鋭角に県道へ切れ込んでいる交差点を直角に交差させることと、ボトルネックとなっている現状を改善することを目的としております。
	今後また様子を見つつ、色々な変化がございましたら、対応すべき部分はその都度対応させていただきたいと思えます。
委員	ただいまのお答えは理解できるのですが、現実的に、朝の当地は現状でもかなり渋滞が起きております。また病院のところへ信号ができますと、右折レーンがあればともかく、現況案では左折はできても右折は困難という状況になり兼ねないと思われます。そうなりますと、せっかく道路を直しても渋滞が長くなってしまふことが予想されます。
	本案をだめだと言っているわけではないのですが、今後そのあたりについてはもう一度よくお考えいただきたいと思えます。
事務局	ご意見ありがとうございます。今回の工事により、今現在よりは状況は改善されるものと考えておりますが、本日は交通管理者様もお越しになっておりますので、今後交通管理者様と相談の上状況を見て順次対応していきたいと思えます。
議長	他にございますでしょうか。
委員	今回の道路改良にあたっては、予測交通量はどの程度で算出されているのでしょうか。
事務局	本件は一般的な道路改良というものではなく修繕的要素が強いものとなっており、一般的な車両の相互通行の確保を目的としております。その為、車両数等につきましてはまだ想定しておらず、来年度以降、当該

事務局 道路の改良を考えていくなかで検討して行きたいと考えております。

委員 ただいまの話題の続きとなるのですが、交差点部分の大きさが少し減るように思われますが、現状の道路幅のまま整備するということではできないのでしょうか。

事務局 現状の道路幅ですが、6.5mほどとなっており、改良後は10mほどとなります。また横断歩道も、現在15.9m、改良後は9.67mと今よりも短くなります。つまりところ交差点をコンパクト化することによりまして、車両の相互通行を可能として、なおかつ歩道部分を少し増やすような形となります。横断歩道も現在の斜めになっている部分を修正することで、歩行者の安全も確保いたします。

委員 コンパクト化のお話は聞いたことはありますが、先ほどの委員のお話にもありましたように、渋滞も懸念されるわけですので、もう少し道路幅を広げられないものかと思います。現時点において、そういった可能性はあるのでしょうか。

事務局 先ほどの回答とも一部重複いたしますが、今回の改良はあくまでも、相互通行の確保という交差点部分の修繕的要素が強い物となります。また、交差点を超えた坂道の部分につきましても、ご存じのとおりセンターラインのない決して広くはない道路となっております。この道路も含め、全体的な改良は、来年度以降考えていきたいところであり、今回はあくまでも交差点の修繕だけにスポットをあてたものとなっております。

議長 他にございますか。なければ質疑を終結いたします。

委員 議長、一時退席させていただきたく存じます。

議長 認めます。

(委員1名 一時退席)

議長 他に質疑がなければ以上で質疑を終結し、採決したいと思います。座間市都市計画審議会 議案第2号 座間都市計画公園3・3・2号富士山公園の変更(案)について、賛成の方の挙手を求めます。

各委員 (賛成者挙手)

議長 挙手全員でございます。よって、座間都市計画公園3・3・2号富士山公園の変更(案)につきましては、原案のとおり可決いたしました。

委員 議長、申し訳ありませんが、ここでひとつ提案という形で発言をさせていただきたく思います。ただいま話題にあがっておりました市道30号線に関連することでございますが、道路をよくするためにも建築確認に係る何かしらの規制をかけるなどして、例えば道路中心線から何mなど建て替え等に際しての道路共用をお願いしていくことが必要なのでは

	<p>事務局 ないでしょうか。</p> <p>また、道路が広がることによって土地の価値もあがってくるわけですし、これからは市や県に住民が要求するという姿勢だけでなく、住民自身も身を削ってよくして行こうとする意識が必要かと思います。</p> <p>議長 ありがとうございます。ここで5分ほど休憩を取りたいと思います (5分休憩)</p> <p>議長 続いて事務局より、議案第3号座間都市計画特別緑地保全地区相模川緑地保全地区の変更(案)につきまして、事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 それでは、議案第3号座間都市計画特別緑地保全地区相模川緑地保全地区の変更(案)について、説明させていただきます。</p> <p>最初に特別緑地保全地区について、ご説明させていただきます。参考資料3をご覧ください。</p> <p>都市緑地法(昭和48年9月1日法律第72号)第12条に基づく「特別緑地保全地区」は、都市における良好な自然的環境となる緑地を永続的に保全することを目的とした都市計画法第8条に基づく「地域地区」です。指定要件としては、次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの。</li> <li>② 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの。</li> <li>③ 風致又は景観が優れているもの、あるいは動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるものであり、かつ当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの。</li> </ol> <p>指定主体は、特別緑地保全地区は、都市計画法における地域地区として、市町村が計画決定を行います。ただし、10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは都道府県が行います。</p> <p>行為の制限は、特別緑地保全地区に指定されると、次の行為を行う場合に、都道府県知事(市の区域内にあたっては当該市長)の許可が必要になります。</p>
--	--

事務局 許可が必要な行為といたしましては、① 建築物その他工作物の新築、改築又は増築、② 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更、③ 木竹の伐採、④ 水面の埋立て又は干拓(かんたく)、⑤ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積など、となります。

ただし、公益性が特に高く緑地の保全上著しく支障を及ぼすおそれのない一定の行為や、計画決定の際に既に着手していた行為、非常災害の応急措置等についてはこの限りではありません。

市では、相模川緑地保全地区として、相模川河岸段丘面一帯の約10.3haが指定されています。

それでは、座間都市計画特別緑地保全地区相模川緑地保全地区の概要について説明をさせていただきます。お手元の資料3になります。都市計画決定は平成5年11月2日、面積は約10.3ha、区域は座間1丁目、入谷1丁目、入谷3丁目、入谷5丁目、座間字富士山及び座間入谷字明王地内。指定番号は神奈川県告示第991号となっております。

資料3をご覧ください。変更(案)について、ご説明いたします。変更理由といたしましては、都市計画道路3・5・1号町田厚木線と市道30号線の交差点改良に伴い、隣接する都市計画公園3・3・2号富士山公園の区域変更が生じる。同公園は特別緑地保全地区に指定されているため変更するものです。詳細な内容については、詳細につきましては富士山公園と同様となりますので、省略させていただきます。

つづいて、これまでの経過について説明いたします。先ほども申しましたが、平成5年11月2日に都市計画決定され、県告示は第991号でございます。変更の経緯につきましては、本年2月交通協議了解、同6月から7月にかけて県協議了解、同年9月都市計画変更素案作成、同9月16日法定協議、また、都市計画法第17条1項に基づく都市計画の変更案の公告及び縦覧を10月15日から10月29日まで2週間行い、縦覧者からの意見を求めました。その結果、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

簡単ですが、これまでの経過および変更について説明させていただきます。

	<p>事務局 ました。以上で、座間都市計画特別緑地保全地区相模川緑地保全地区の変更（案）の説明となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>議長 ただ今説明がありましたことについて、ご意見、質問等ありますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（ 質疑無し ）</p> <p>議長 質疑がなければ以上で質疑を終結し、採決したいと思います。座間市都市計画審議会 議案第3号 座間都市計画特別緑地保全地区相模川緑地保全地区の変更（案）について、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>各委員 （ 賛成者挙手 ）</p> <p>議長 挙手全員でございます。よって、座間都市計画特別緑地保全地区相模川緑地保全地区の変更（案）につきましては、原案のとおり可決いたしました。続いて事務局より、議案第4号座間都市計画公園5・5・1号芹沢公園の変更（案）につきまして、事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 それでは、議案第4号座間都市計画公園5・5・1号芹沢公園の変更（案）について、説明させていただきます。都市公園について、先ほどご説明をさせていただきましたので、座間都市計画公園5・5・1号芹沢公園の概要から説明をさせていただきます。</p> <p>はじめに位置関係でございますが、芹沢公園は、小田急小田原線相武台前駅から南東に1.7キロメートル、市役所から南に1.4キロメートルの日産自動車座間事業所に近接した位置にあります。</p> <p>公園の区域は南北方向に約800メートル、古くから水源涵養林として自然環境が保全されてきております。公園の北側には、本市の東西方向の骨格となる都市計画道路座間南林間線、東側には市内の主要施設や地域拠点への移動に重要な役割を果たす幹線道路座間市道38号線が整備されております。</p> <p>次に上位計画における位置づけですが、第7回線引き見直しでは「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、多様な自然を残す緑地は生物多様性の確保のうえでも重要な緑の拠点となっていることから保全・再生を図るものとされています。</p> <p>また、第四次座間市総合計画においては、戦略プロジェクト施策の方向とし公園整備事業では、①自然環境を生かした憩いの場としての公園作り、②防災機能を持ち合わせた公園作り、③水源涵養地として樹林地</p>
--	---

事務局 を保全した公園作り、④健康づくりに活用できる公園作り、⑤市民参加による公園計画、の5つの整備方針を掲げ、市の総合公園として整備を行っております。

さらに、「座間市地域防災計画」においては、地震災害から市民の安全を確保するための広域避難場所に現在は一部位置づけられており、また、ヘリコプター臨時離着陸場ともなっております。

それでは、本公園の都市計画決定の経緯並びに変更理由についてご説明いたします。お手元の資料4になります。

都市計画決定は昭和60年1月25日、開設年月日は昭和56年7月31日、計画面積16.2ha、現在の開設面積は13.4haであります。現在一部整備中であり、平成29年の完成を予定しております。種類種別は都市基幹公園の総合公園となっており、位置については、座間市栗原字芹沢、字芹沢谷、字中丸及び字東原地内です。

昭和60年1月に面積16.2haにて都市計画決定され、自然環境を生かし、湿性植物園及び遊具コーナーを配置することで「市民の憩いの場」としての総合公園を計画決定いたしました。昭和60年11月 第1工区事業認可取得（面積約5.9ha）、平成2年4月第1工区供用開始、平成2年10月第2工区事業認可取得（面積約3.7ha）、平成9年4月第2工区供用開始、平成15年4月第3工区事業認可取得（面積約3.8ha）、平成22年4月 第3工区供用開始、平成23年5月 第4工区事業認可取得（面積約2.6ha）となっております。しかし、最終工区面積確定に伴い面積を精査した結果、第三工区が-0.4haとなり全区域面積が15.8haとなり今回面積を変更することとなりました。

変更理由といたしましては上述のとおり、整備に伴い面積精査を行った結果、計画決定時と実際の面積が異なることが判明した為、公園区域の変更は行わず、面積のみを変更するものです。

なお、平成27年6月1日にこまつばら公園 約0.22ha、同年7月1日なかやと公園約0.18haを公告しているため本市の一人当りの都市公園面積には変更ございません。

つづいて、今回の変更の経緯につきましては、本年6月県協議了解、同年9月都市計画変更素案作成、同9月16日法定協議、また、都市計画法第17条1項に基づく都市計画の変更案の公告及び縦覧を10月15日から10月29日まで2週間行い、縦覧者からの意見を求めました。

	<p>事務局 その結果、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。</p> <p>以上で、「座間都市計画公園5・5・1号芹沢公園の変更」(案)の説明となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>議長 ただ今、説明がありましたことについて、ご意見、質問等ありますでしょうか。</p> <p>委員 こちらの公園区域になっている部分は、公園になる前は地目上何になっていましたでしょうか。</p> <p>事務局 主は山林ですが、一部農地でした。</p> <p>委員 山林ですと、一般に再測量で面積が増えることが多いのですが、今回は減ってしまったということですね。わかりました。</p> <p>お話は変わりますが、この公園がどうというわけではないのですが、公園利用者の方が公園区域外の畑に入ってきてしまうことがあるので、できましたら何か対策をお願いしたいと思います。現状でも簡単な柵はしてあるのですが、それを超えて入ってきてしまうので、一般の方が畑のなかを通らないよう対応願います。なお、こちらは要望となります。</p> <p>事務局 現況をよく確認させていただいたうえで、対応させていただきたいと思っています。</p> <p>議長 他にございますでしょうか。</p> <p>委員 公園面積が減少するのは第3工区の部分とのお話でしたが、もともと何haあったものが、何haになったのでしょうか。</p> <p>事務局 元々の第3工区の都市計画決定面積は3.8haあったものが3.6haとなり0.2haの減少となります。また、都市計画決定時の面積測量を地形図に基づき行っておりましたので、その誤差が0.2haとなり、合計で0.4haの減少ということになります。</p> <p>議長 他に質疑がなければ以上で質疑を終結し、採決したいと思います。座間市都市計画審議会 議案第4号 座間都市計画公園5・5・1号芹沢公園の変更(案)について、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>各委員 (賛成者挙手)</p> <p>議長 挙手全員でございます。よって、座間都市計画公園5・5・1号芹沢公園の変更(案)につきましては、原案のとおり可決いたしました。</p> <p>続いて事務局より、議案第5号座間市景観計画の変更(案)につきまして、事務局の説明を求めます。</p>
--	--

事務局     それでは、議案第5号「座間市景観計画の変更（案）について」、説明させていただきます。最初に座間市景観計画について、ご説明させていただきます。

平成16年12月17日に「景観法」が施行され、この法は住民、事業者、国、地方自治体の良好な景観の形成に対する責務を示した法で、優れた自然、歴史的、文化的景観をかけがえのない財産として守り育てるとともに、次世代へ継承していくために個人や感性の問題ではなく地域一体となって景観をコントロールしていく必要があることを明確にし、法的な根拠を与えるものとなりました。

そこで、本市では景観法を活用するために、県の同意を得て、平成18年4月1日に「景観行政団体」になっております。本市では、地域独特の美しさを守り育てることを目的に平成16年に制定された景観法に基づいた座間市景観条例と、座間市景観計画を定めました。

景観条例と景観計画は、景観形成の基本理念や方針等を定め、これを実現していくために、景観誘導の指針や、地区ごとの特性を生かした景観づくりを進めていくための仕組みなどについて定めたものです。

景観形成方針（景観法第8条第2項第2号関係）は、建築物に関わる行為において配慮すべき事項を定めたものであって、本市の景観づくりで目指す望ましい景観の姿を示したものです。本市の景観構造を表現した「緑と屋根と坂」を生かしたまちづくりを景観づくりのテーマとし、基本目標を設定しています。

良好な景観の形成は、地域の魅力の向上に加えて、座間市としての魅力を高めていく上で重要であり、特に本市では、相模川の河岸段丘や丘陵地の緑の保全や河川沿いの景観形成、眺望の保全など、調和のとれた規制誘導を行っていく必要があることから、市全域を景観計画区域としております。

また景観計画区域のうち地域住民等の合意形成に基づき、特にきめ細やかに計画を定める地区を「特定景観計画地区」として、旧市街地の佇まいを残す「鈴鹿長宿特定景観計画地区」を指定しています。

さらに良好な景観形成を目指し、平成23年度より、市内の公共施設についても景観重要公共施設の制定に向け作業を進めております。平成23年度に景観重要公共施設の選定を行い、平成23年度第1回座間市景観審議会において承認されました。平成24・25年度で、関係機関や公共施設管理者と協議を行い、平成25年度第1回座間市景観審議会においては、施設管理者協議が整った「座間市道5号線」「かにかが沢公園」



事務局 の2箇所の公共施設の景観重要公共施設指定について了承されたことを受け位置づけ、昨年度平成26年度第2回都市計画審議会においても了承されております。

続いて、今回の変更点であります。今回は2件の景観重要公共施設の追加いたしましたので、それぞれの施設についてご説明いたします。

1件目は、「座間谷戸山公園」です。昭和63年から風致公園として整備の進められてきた県立公園であり、園内には、市役所側の広場やテニスコート、また、谷戸地形を生かした散歩コース、イベント等に使用可能なかまどなど、様々な地形・自然を生かした施設があり、市民の「ふれあいと憩いの場」として役割とともに、豊かな自然と伝統文化を現代に継承するうえで当市において重要な役割を果たしております。また景観上といたしましても、入谷地域の大規模な緑の供給地として、当地の景観形成上大きな影響があるものと考えられ、指定対象とさせていただきました。

つづいて、2件目の「鈴鹿長宿特定景観計画地区内の道路」につきましては、平成元年より、街なみ環境整備事業に基づき市と地域住民の協働のうえ整備を進めてまいりました地区でございます。当地は湧水、豊富な生垣、社寺等歴史的建築物、また美装化舗装道路等、座間市内において有数の景観要素が集積する地域となっており、今後はより適切な維持保全を図るため、今回指定対象とさせていただきました。なお、この地区内におきましては地区内の一部の道路を指定の対象とさせていただいておりますが、その他指定対象道路周辺の水路・小広場につきましても、これに準じた運用を行っていくものとして規定しております。

また、5月1日より31日までの約1ヶ月間、パブリックコメントを実施いたしました。意見の提出はありませんでした。今後の予定としましては、審議会の議を経たのち、事務的変更手続きを行ってまいります。

簡単ですが、これまでの経過および変更について説明させていただきました。以上で、「座間市景観計画の変更（案）」についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 ただ今、説明がありましたことについて、ご意見、質問等ありますでしょうか。

( 質疑なし )

議長 特に質疑がなければ以上で質疑を終結し、採決したいと思います。座間市都市計画審議会 議案第5号 座間市景観計画の変更(案)について、賛成の方の挙手を求めます。

各委員 ( 賛成者挙手 )

議長 挙手全員でございます。よって、座間市景観計画の変更(案)につきましては、原案のとおり可決いたしました。以上で、審議事項については、終了いたします。ここで、10分程度休憩いたします。

(10分休憩)

議長 休憩を解きまして、再開いたします。続いて、報告事項 報告第1号 第7回線引き見直しについて、事務局の報告を求めます。

事務局 それでは、報告第1号「第7回線引き見直し」について、説明させていただきます。お手元の報告資料6-1から4、を基に説明をさせていただきます。

これまでのところ、神奈川県とのヒアリングを5回行っております。座間市の方針としては、第6回を基本ベースとし、加筆修正を行い対応しております。内容については、本審議会においても2回説明をいたしておりますので、一部説明を省かせていただきます。

簡単に「線引き見直し」について説明させていただきます。説明資料6をご覧ください。

「線引き」とは、概ね10年後の将来予測のもと、都市計画区域について整備、開発及び保全の方針などを都市計画に定めるとともに、無秩序な市街地を防止するため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分するもので、都市計画の根幹をなすものであり、都市計画の基本的な方針などを定めます。

また、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けて、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める場合はその方針や、都市計画の目標、土地利用、都市施設の整備及び市街地再開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針等、都市の基本的な方針を定めるものです。なお、区域区分とは、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調

事務局	<p>整区域と区分を定めるものです。</p> <p>市街化区域とは、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域で、原則として新たな建築物などが制限されています。</p> <p>この市街化調整区域を市街化区域に変更することを一般的に「市街化区域に編入する」といい、逆に市街化区域を市街化調整区域に変更することを、「逆線引きを行う」などといいます。なお、今回座間市においては、線引きの修正はありません。</p> <p>なお、都市計画区域の範囲は、平成9年3月28日から1,758haとなっておりませんが、今回の見直しでは、国土地理院精査により、1,757haと変更になりました。市街化区域の規模は概ね1,253haとして変更はなく、本区域における人口、産業の見通し、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、平成22年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し平成37年までに優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることを想定しております。</p> <p>次に、第7回線引き見直しに関する素案閲覧及び公聴会について、平成27年9月4日から同月25日まで閲覧に供するとともに、公述の申し出を受け付けたところ、公述の申し出がありませんでしたので、公聴会については中止になりました。</p> <p>最後に、今後のスケジュールについては、平成27年度末には県原案確定、平成28年度に都市計画法手続きを経て、平成28年12月頃、変更告示となる予定です。</p> <p>簡単ですが、これまでの経過および内容について説明させていただきました。以上で、報告第1号「第7回線引き見直し」についての説明となります。</p>
議長	<p>ただ今、報告のありましたことについて、ご意見、質問等ありますでしょうか。</p>
委員	<p>資料内容の確認なのですが、資料中に線引きに関して「市街化区域を市街化調整区域へ編入する」という表記がありますが、これは逆線引きのことではないでしょうか。</p>
事務局	<p>失礼いたしました。こちらの表記は誤りです。お詫び申し上げます。</p>
委員	<p>ところで、今後人口減少に伴い、市街化区域を市街化調整区域へ編入していく動きも神奈川県内の色々なところで動きがありますが、座間市</p>

	<p>委員 におかれましても今後課題になっていくのかなと思います。これまでが右肩あがりの時代でしたので、今後の人口減少の時代に向けて、逆線引きが行われるというのは決しておかしいことではないと思います。今後のテーマとして、そういったお話もご提案させていただきます。</p> <p>議長 他にないようですので、これで報告第1号を終わります。</p> <p>以上で、本日の議題事項につきまして、全て終了いたしましたので、事務局より、次回日程についてお願いします。</p> <p>事務局 次回日程については、日程が決まり次第、追って事務局より通知をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。また、ただいまより答申の写しを配布させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(答申の写しを配布)</p> <p>議長 それでは、次回日程は事務局から通知いたしますのでご対応のほどよろしくお願い申し上げます。これをもちまして、本日の予定は全て終了いたしました。答申につきましては、副会長と共に市長へ答申をさせていただきます。これからの進行は事務局にお返しします。</p> <p>事務局 ありがとうございます。その他については特にございません。以上で都市計画審議会を閉会いたします。お忙しいところ、ありがとうございました。</p>
--	--